

平成 30 年 11 月 21 日

北広島市スポーツ推進審議会
会長 佐美 靖 様

北広島市教育委員会
教育長 吉田 孝志



(仮称) 北広島市スポーツ振興計画 (案) の策定について (諮問)

北広島市スポーツ推進審議会に関する条例第 2 条の規定に基づき、(仮称) 北広島市スポーツ振興計画 (案) の策定について貴審議会に諮問いたします。

記

【諮問の主旨】

国は、平成 23 年に「スポーツ振興法」を 50 年ぶりに全面改正し、スポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」を施行し、法に基づき平成 24 年に「スポーツ基本計画」を策定しました。「スポーツ基本法」では市町村の努力義務として、「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする定められているところで

す。

本市においては、日本ハムファイターズボールパークの決定や平成 32 年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」などにより、市民のスポーツによる「人づくり」や「まちづくり」に対する興味・関心や機運はこれまで以上に高まり、本市としてのスポーツ施策の充実や環境の整備に関する、スポーツに特化した計画は必要となります。

以上のことから本市の実情に即し、「北広島市第 6 次総合計画」「北広島市教育基本計画」との整合性も図りながら、新たなスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する「(仮称) 北広島市スポーツ振興計画 (案)」の策定について諮問するものであります。

(教育部社会教育課)